

補助対象の基準

新たに雨水流出抑制施設又は止水板の設置工事を自らの負担により行う方に対し、次の条件で補助金が交付されます。

●補助対象者

- ・個人(いわき市内の一般住宅に施設又は止水板を設置される方)
- ・民間事業者(いわき市内の事業所に施設又は止水板を設置される方)
- ※国及び地方公共団体並びに公社、公団及び事業団等の公益法人の方は、補助を受けることができません。
- ※市税及び下水道事業受益者負担金を滞納している方は補助を受けることができません。

●補助対象地区

- ・公共下水道事業計画区域内
- ※雨水浸透ますは、設置時に注意が必要な区域や設置禁止区域があります。
(例:雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所)
- ※浄化槽転用雨水貯留施設の場合は、公共下水道供用区域が補助対象地区となります。
- ※止水板の場合は、公共下水道事業計画区域内で、かつ浸水ハザードマップの浸水(内水)想定区域内となります。

●対象施設

- ・雨水浸透ます 1棟につき4基まで
- ・雨水貯留槽(200ℓ以上) 1棟につき1基まで
- ・浄化槽転用雨水貯留施設 1棟につき1基まで
- ・止水板 1棟につき1基まで*

※玄関や勝手口など複数の出入り口があり、2箇所以上に止水板を設置する場合でも、浸水を防ぐために必要なひとつの設備と捉え、「1基」として補助対象とすることもありますので、ご相談ください。

施設設置後は、設置者の責任において適正な維持管理をお願いします。

市ホームページにも事業内容(補助制度)を掲載しております。

- 宅地内雨水流出抑制施設及び止水板整備促進事業補助制度について
URL: <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1575970791772/index.html>
※補助申請書様式及び申請書記載例を掲載していますのでご活用ください。



- 公共下水道事業計画区域(雨水)
URL: <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1575970791772/files/jigyo-kuiki.pdf>



- 浸水ハザードマップの浸水(内水)想定区域
「浸水(内水)ハザードマップについて」
URL: <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1464916266850/index.html>



補助金の額

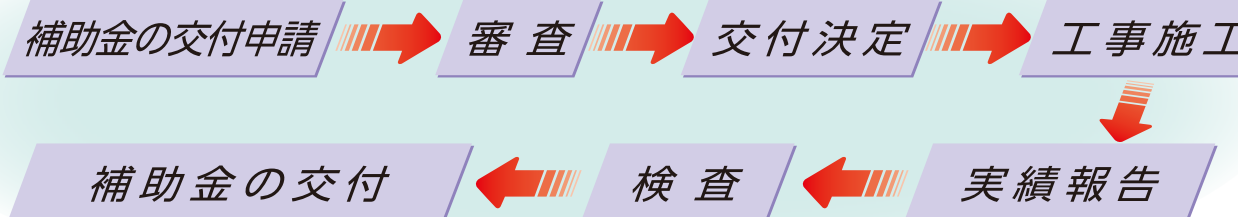
・補助金の額は、施設区分に応じて限度額を設けています。

施設区分	補助割合	1基当り限度額
雨水浸透ます	工事費用の2/3	25,000円
雨水貯留槽	購入費用の2/3	50,000円
浄化槽転用雨水貯留施設	工事費用の2/3	200,000円
止水板	工事費用の1/2	500,000円

※雨水浸透ます、浄化槽転用雨水貯留施設、止水板については、購入費用及び設置に要する工事費用が補助対象となります。

※雨水貯留槽については、購入費用が補助対象となります。

補助金の交付まで



- ・補助金交付申請の申込期間・補助枠に制限がありますので事前にご相談ください。
- ・交付申請は、施設の購入、工事の着工、いずれの場合もその20日前までに行う必要があります。
- ・交付申請時に、施設の購入費や工事費に係る見積書を提出してください。

宅地内雨水流出抑制施設 及び止水板整備事業



お問合せ

いわき市生活環境部
生活排水対策室 経営企画課
電話 0246(22)7519



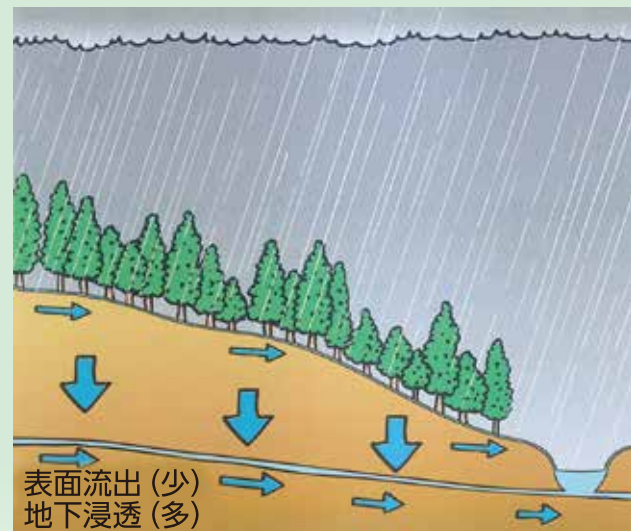
いわき市

健全な水環境系の確立を目指して

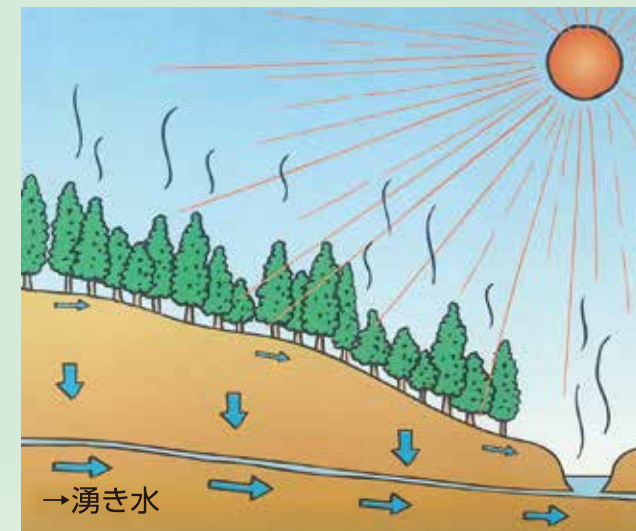
ふだんの川の水が少なく、少しの雨でも川の水がすぐに増えていると感じませんか？

これは、自然の水の流れ（水循環）が変わったことに起因しています。

■自然の水の流れ（雨）



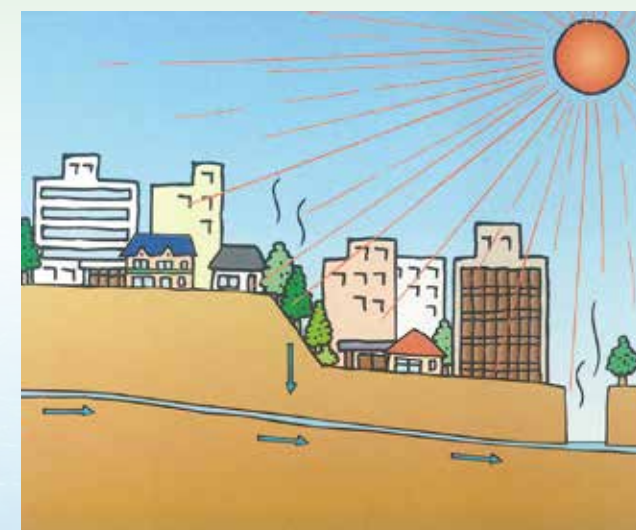
■自然の水の流れ（晴れ）



■まちの水の流れ（雨）



■まちの水の流れ（晴れ）

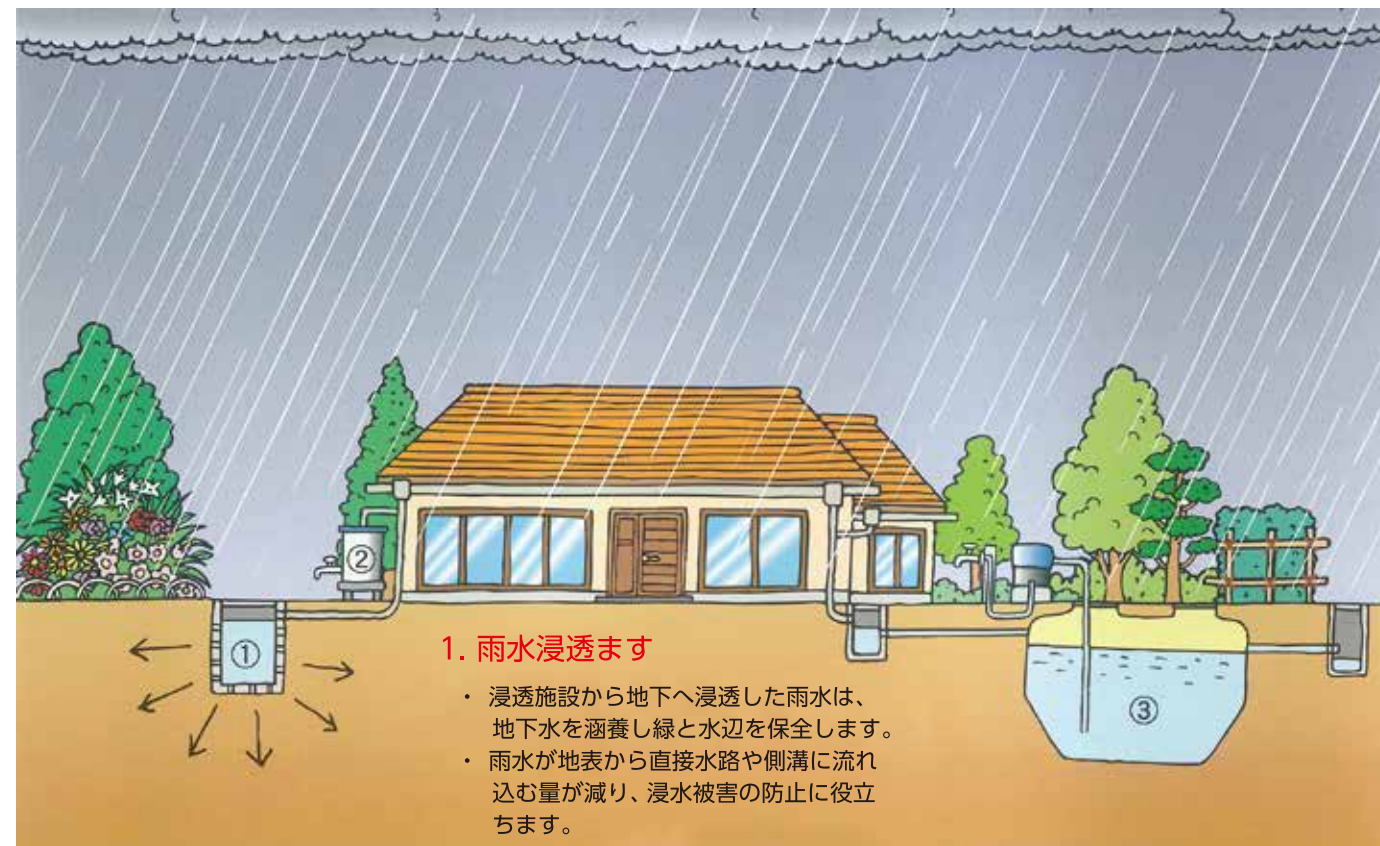


都市化に伴い、雨水の地下に浸透する面積が減少し、浸み込みにくくなったため、少しの雨でも直接川へ流れこんでしまい、水があふれやすくなっています。

雨水が地面に浸み込みにくくなったため、地下水が少なくなり、ふだんの川の水も少なくなっています。

美しい環境を取りもどすため、水の流れを自然の姿に近づける必要があります。

宅地内雨水流出抑制施設（家庭でもできる浸水・環境対策）



2. 雨水貯留槽

- ・ 雨水が地表から直接水路や側溝に流れ込む量が減り、浸水被害の防止に役立ちます。
- ・ 貯留施設に貯めた雨水は、樹木や庭への散水など雑用水として有効利用が図れます。
- ・ 貯留施設に貯めた雨水は、防火用水や非常用水として利用できます。

3. 下水道への接続により不要となった浄化槽の雨水貯留槽への転用

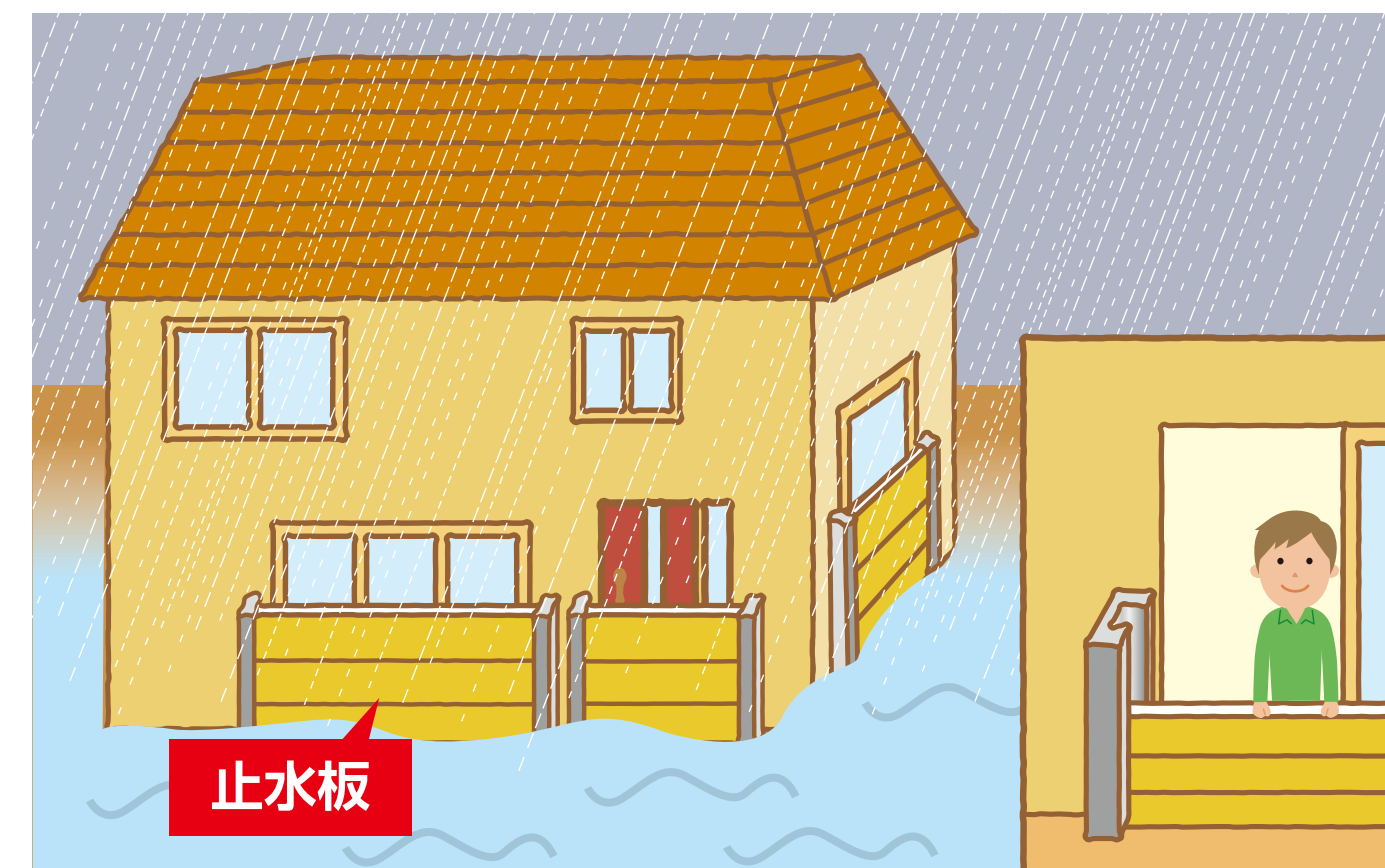
- ・ 不要となった浄化槽の有効活用ができ、廃棄物の減量化に役立ちます。



止水板

止水板を設置することにより、浸水被害を軽減することができます。

■建物に止水板を設置する場合



■門扉に止水板を設置する場合

